

東京都低 NO_x・低 CO₂小規模燃焼機器認定要綱改正について

東京都低 NO_x・低 CO₂小規模燃焼機器認定要綱（以下「要綱」という。）の規模要件拡大については、平成 28 年度第 1 回委員会においてこの方向性が確認され、給湯器については対象を従来業務用に限定していたものを家庭用まで拡大し、また温水ボイラーとともに規模要件を従来熱出力 58kW 以上としていたものを環境確保条例施行規則で規定されている、35kW 以上に裾下げすることとした。

これに伴い、要綱の改正が必要となったが、併せて要綱及びこれに付帯する要領について、制度上不備な部分(例：承継に関する規定や不利益処分に対する弁明の機会についての規定がないなど)や懸案事項などについても解消することを目的として整理、改正の作業を進め、平成 29 年度第 4 回委員会においては以下の要綱、要領の改正案を提示し、ご議論を頂いたところである。

- ・東京都低 NO_x・低 CO₂小規模燃焼機器認定要綱
- ・東京都低 NO_x・低 CO₂小規模燃焼機器認定委員会の組織及び運営に関する要領
- ・東京都低 NO_x・低 CO₂小規模燃焼機器の申請等細目要領

一方、近年の認定申請において、要綱制定時には想定をしていなかった機種（例：複数種類のガス燃料を使用できる、ガスヒートポンプで電気とのハイブリッド運転が可能なもの、など）が申請されてきている。これらについては従来要綱の運用などで対応してきたが、今後同様の機種についての申請があることが想定され、要綱内で取り扱いを規定する必要があると考えるが、今回の要綱改正においては検討されていない。

そこで、これまで全面的な要綱改正を目指してきたところであったが、既に公に要綱対象とすることを告知している規模要件拡大についてと、併せて制度上不備となっている部分についてを現行要綱を改正することで先に対応することとし、それ以外の部分については今後要綱及びこれに付帯する要領を全面改正することで対応したいと考える。